

財務省  
農林水産省令第二号  
経済産業省

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十四条第一項の規定に基づき、ポリエチレンテレフタレート製の容器であつて、飲料又はしょうゆが充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十三年三月二十八日

財務大臣 宮澤 喜一

農林水産大臣 谷津 義男

経済産業大臣 平沼 赳夫

ポリエチレンテレフタレート製の容器であつて、飲料又はしょうゆが充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令

ポリエチレンテレフタレート製の容器であつて、飲料又はしょうゆが充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令（平成五年大蔵省、農林水産省、通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「再生資源の利用の促進に関する法律」を「資源の有効な利用の促進に関する法律」に、「第十条」を「第二十四条第一項」に、「同条第一号」を「同項第一号」に改める。

第二条中「第十六条」を「第二十四条第一項」に、「同条第二号」を「同項第二号」に改め、同条第一号中「第二種指定製品」を「指定表示製品」に改める。

別表中「第二種指定製品」を「指定表示製品」に改める。

## 附 則

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。